

選挙運動用自動車使用契約書（参考例）

栗国村（議会議員・長）選挙候補者（※戸籍名。通称名不可。）選挙 花子（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の使用について、次のとおり契約する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号

3 契約期間 年 月 日～ 年 月 日

※立候補届出の日から選挙期日の前日まで=選挙運動期間を記載

4 契約金額 金 円（※消費税を含む）

（内訳 1日につき 円（税込）× 日間）

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により栗国村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、栗国村議会議員及び栗国村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき栗国村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が栗国村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により栗国村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日※契約日は告示日前でも可能

甲 候補者

住 所

氏 名（※戸籍名。通称名不可）選挙 花子

乙 住 所

名 称

代表者

選挙運動用自動車賃貸借契約書（参考例）

栗国村選挙候補者（※戸籍名。通称名不可。）選挙 花子（以下「甲」という。と株式会社〇〇レンタカー（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号

3 契約期間 年 月 日～ 年 月 日

※立候補届出の日から選挙期日の前日まで=選挙運動期間を記載

4 契約金額 金 円（※消費税を含む）

（内訳 1日につき 円（税込）× 日間）

5 使用上の義務等

甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び約款に従う義務を負う。

6 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により栗国村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、栗国村議会議員及び栗国村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき栗国村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が栗国村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により栗国村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日※契約日は告示日前でも可能

甲 候補者

住 所

氏 名（※戸籍名。通称名不可）選挙 花子

乙 住 所

名 称

代表者

選挙運動用自動車燃料供給契約書（参考例）

栗国村（議会議員・長）選挙候補者（※戸籍名。通称名不可。）選挙花子（以下「甲」という。）と株式会社〇〇石油（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 供給する期間 年 月 日～ 年 月 日

※立候補届出の日から選挙期日の前日まで=選挙運動期間を記載

2 供給場所

所在地 栗国村〇〇番地

名 称 株式会社〇〇石油

3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号

4 契約金額 金 円（※消費税を含む）

（単位 1 リットルあたり 円（税込）とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。）

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定により栗国村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、栗国村議会議員及び栗国村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき栗国村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が栗国村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定により栗国村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

年 月 日※契約日は告示日前でも可能

甲 候補者

住 所

氏 名（※戸籍名。通称名不可）選挙 花子

乙 住 所

名 称

代表者

選挙運動用自動車運転手雇用契約書（参考例）

栗国村（議会議員・長）選挙候補者（※戸籍名。通称名不可。）選挙花子（以下「甲」という。と株式会社〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 業務内容

公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転

2 契約期間 年 月 日～ 年 月 日

※立候補届出の日から選挙期日の前日まで=選挙運動期間を記載

3 運転する車の車種及び登録番号

4 契約金額 金 円（※消費税を含む）

（内訳 1 日につき 円（税込）× 日間）

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定により栗国村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、栗国村議会議員及び栗国村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき栗国村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が栗国村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第 9 3 条の規定により栗国村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

年 月 日※契約日は告示日前でも可能

者

甲 候補

住 所

氏 名（※戸籍名。通称名不可）選挙 花

子

乙 住 所

名 称

代表者

選挙運動用ビラ作成契約書（参考例）

選挙運動用ビラ作成契約書（参考例）

栗国村（議会議員・長）選挙候補者（※戸籍名。通称名不可。）選挙花子（以下「甲」という。）と株式会社〇〇印刷（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 品名 公職選挙法に定める選挙運動用ビラ

2 作成枚数 枚

※規格や数量を規定することもある。

3 契約金額 金 円（※消費税を含む）
（単価 円（税込）× 枚）

4 納入期限 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により栗国村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、栗国村議会議員及び栗国村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき栗国村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が栗国村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により栗国村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日※契約日は告示日前でも可能

者 甲 候補

住 所

氏 名（※戸籍名。通称名不可）選挙 花

子

乙 住 所

名 称

代表者

選挙運動用ポスター作成契約書（参考例）

栗国村（議会議員・長）選挙候補者（※戸籍名。通称名不可。）選挙 花子（以下「甲」という。）と株式会社〇〇印刷（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 品名 公職選挙法に定める選挙運動用ポスター

2 作成枚数 枚

※規格や数量を規定することも考えられる。

3 契約金額 金 円（※消費税を含む）
（単価 円（税込）× 枚）

4 納入期限 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により栗国村に帰属することにならない限りにおいて、乙は、栗国村議会議員及び栗国村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき栗国村に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が栗国村に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により栗国村に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日※契約日は告示日前でも可能

者 甲 候補

住 所
氏 名（※戸籍名。通称名不可）選挙 花
子

乙 住 所
名 称
代表者